

億3,180万円、10年度2億5,239万円であり、制度が発足した27年度から10年度までの累計は595億6,098万円となった。また、9年度及び10年度においては、国からの損失補償補助金の交付はなされなかったが、制度発足以来10年度までの累計は8億7,198万円となった。さらに、損失補償後の回収金からの国庫納付額は、9年度4万円、10年度6万円であり、国庫納付の始まった32年度から10年度までの累計は2億4,217万円となった。

第2節 農林漁業関係の税制改正

1 平成10年度税制改正

10年度の税制改正については税制調査会より9年12月15日に「平成10年度の税制改正に関する答申」が出され、政府はこれを受けて10年1月9日の閣議で「平成10年度税制改正の要綱」を決定した。これに基づき改正案が第142回国会に提出され、衆・参両院での審議を経て、租税特別措置法の一部を改正する法律、地方税法の一部を改正する法律等が3月31日に交付され、原則として4月1日から施行された。

そのうち、農林漁業関係の主な改正点は次のとおりである。

2 国 税 関 係

(1) 所 得 税 法

ア 特例措置の拡充

(ア) 公益法人等に該当する特定の農業協同組合連合会（厚生連）の事業要件について老人の福祉に関する事業を追加された。

(イ) その他

a 特定扶養親族に係る控除額が58万円（改正前53万円）に引き上げられた。

b 特別障害者に係る控除額が40万円（改正前35万円）に引き上げられた。

c 同居特別障害者に係る控除額が35万円（改正前30万円）に引き上げられた。

d 通勤手当の非課税限度額が10万円（改正前5万円）に引き上げられた。

(2) 法 人 税 法

ア 特例措置の拡充等

公益法人等に該当する特定の農業協同組合連合会（厚生連）の事業要件について老人の福祉に関する事業を追加された。

(3) 租税特別措置法

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制…30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用）の税額控除制度が縮減（出資等の金額が3,000万円以下の法人（農協等除く）に限定）され、適用対象設備に非破壊式品質判定選果装置及び複合センサー選果装置を加え、既存の対象設備を見直した上、その適用期限が2年延長された。

農林水産業及び関連産業の指定設備は次のとおり。

番 号	設 備 名	備 考
3 - 2	パン生地発酵調整装置	延 長
8	多機能米飯自動成形機	〃
8 - 2	一括式食品冷却装置	〃
61 - 3	高速田植機	〃
62 - 2	自動枝払い玉切り機	〃（SU）
62 - 3	全自動米穀色彩選別機	〃（SU）
63	全自動精米機	〃
64	全自動米麦自主検定機	〃
65	穀類乾燥調製集中制御装置	〃
66	自動制御養液栽培装置	〃
66 - 2	自動播種発芽装置	〃
67	選果装置	
	(1) 非破壊式品質判定選果装置	新 規
	(2) 複合センサー選果装置	〃
	(3) 電子秤式重量選果装置	延長（SU）
68	ソナー型魚群探知機	〃
69	漁ろう情報処理装置	〃（SU）
70	超音波式水中速度計測装置	〃
71	カラー海象ディスプレイ装置	〃
72	全自動釣り装置	
	(1) かつお釣り装置	〃（SU）
	(2) いか釣り装置	〃（SU）

(イ) その他

青色申告特別控除額が45万円（改正前35万円）に引き上げられた（法25条の2関係）。

イ 次に掲げる特例措置について、その適用期限が2年（（オ）は3年、（ク）のうち特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づくものは平成11年6月30日まで）延長された。

(ア) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制

(イ) 総合保養地域整備法に係る特別償却制度

(ウ) 再商品化設備等の特別償却制度

(エ) 林業経営改善計画及び共同改善計画に係る割増償却制度

(オ) 中小企業、農業協同組合等の貸倒引当金の特例制度

(カ) 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置

(キ) 農業振興地域の整備に関する法律及び集落地域整備法に基づく交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置

(ク) 卸売市場法、漁業再建整備特別措置法、特定農産加工業経営改善臨時措置法、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に基づく合併等により会社を設立した場合等の登記の税率の軽減措置

(ケ) 関税が免除されている農林漁業用輸入A重油に係る免税措置

(コ) 農林漁業用国産A重油を使用した場合の還付措置

(サ) 贈与税の納税猶予制度の特例を受けている者が、特例適用農地等のすべてを一括して自らが代表権を有する役員であり、かつ、常時従事する農業生産法人に使用貸借した場合に、納税猶予を継続する措置

ウ 特例措置の整理合理化

次に掲げる特別措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長された。

(ア) 公害防止用設備の特別償却制度（大企業が取得する対象設備について基準取得価額の100分の90相当額の設定、更新投資及び大企業の新増設投資に係る性能基準の見直し等）

(イ) 農村地域工業等導入促進法に係る工業用機械等の特別償却（機械・装置12%→11%）

(ウ) 倉庫業者等が倉庫用建物等を取得した場合の5年間の割増償却制度（対象となる倉庫の見直し、20%→18%）

(エ) 海外投資等損失準備金制度（特定海外事業等12%→10%、特定海外経済協力事業等16%→14%、資源開発事業等40%→30%、特定振興事業等の廃止）

(オ) 国有農地等の売渡し、譲与又は売払いに伴う所有権の移転又は保存登記の税率の軽減措置（農地法36条関係20/1000→25/1000等）

(カ) 特定の漁船等を取得した場合の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（対象漁船の範囲の見直し）

エ その他

次の特例措置が廃止された。

(ア) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に基づき整備される特定施設の特別償却制度（旧法第43条の2関係）

(イ) 上記（ア）の特定施設のうち、多極分散型国土形成促進法により整備される特定施設の特別償却制度

(ウ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の経営改善用設備に係る特別償却制度

(エ) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度の適用対象である海外水域漁業の安定的操業確保に関する業務及び林業労働者の養成・確保、機械の導入促進に関する業務に充てるための負担金

（4）阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

阪神・淡路大震災による被災者の復興等のための農林漁業金融公庫資金の融資における消費貸借契約書の非課税措置が2年延長された。

3 地 方 税 関 係

（1）道府県民税及び市町村民税

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 公益法人等に該当する特定の農業協同組合連合会（厚生連）の事業要件について老人の福祉に関する事業が追加された。

（イ）その他

a 特定扶養親族に係る控除額が43万円（改正前41万円）に引き上げられた。

b 特別障害者に係る控除額が30万円（改正前28万円）に引き上げられた。

c 同居特別障害者に係る控除額が56万円（改正前54万円）に引き上げられた。

（a～bに係る改正事項は、平成11年度分の個人住民税から適用される。）

（2）事 業 税

ア 特例措置の創設・拡充

公益法人等に該当する特定の農業協同組合連合会（厚生連）の事業要件について老人の福祉に関する事業を追加する。

（3）不動産取得税

ア 特例措置の創設・拡充

農地保有合理化法人が「長期貸付農地保有合理化事業」により農地等を取得し、売り渡しをした場合について2/3の課税標準の特例措置が創設された。

イ 次に掲げる特例措置について、それぞれ適用期限が2（（オ）は1年、（カ）、（キ）は3年）年延長された。

(ア) 農業協同組合等が国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用施設に係る課税標準の特例措置

(イ) 農住組合が国の作成した計画に基づく補助を受けて取得した農業者の共同利用施設に係る課税標準の特例措置

(ウ) 農業振興地域の整備に関する法律による市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあつ

せんにより農用区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置

(エ) 集落地域整備法に基づく交換分合により取得した農用地に係る課税標準の特例措置

(オ) 特定農産加工業者が特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業提携計画による営業の譲渡に伴って取得する不動産に係る特例措置

(カ) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業、中山間地域事業、経営転換農業者等農地売買事業により農地等を取得し、売り渡しをした場合の納税義務の免除措置

(キ) 贈与税の納税猶予の適用対象農地等を一定の農業生産法人に使用貸借した場合の徴収猶予の継続措置

(ク) 農事組合法人等が国の作成した計画に基づく補助を受けて農用地整備公団が新設等した農業用施設を都道府県又は市町村から譲渡を受けた場合の課税標準の特例措置

エ 特例措置の整理合理化等

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、その適用期限が2年延長された。

(ア) 保安林整備臨時措置法に基づき民有林野を国有林野と交換した場合の非課税措置

(標準伐期齢未満の立木の土地面積が $1/2 \rightarrow 2/3$ 以上に限定)

(イ) 農山漁村電気導入促進法に基づき農林漁業団体が発電所又は変電所の用に供する家屋を取得した場合の課税標準の特例措置（専ら売電を行う事業の用に供される家屋を除外）

(4) 固定資産税・都市計画税

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 新築住宅に対する税額の減額措置について床面積上限を200㎡→240㎡に拡充された上、その適用期限が2年延長された。

イ 次の掲げる特例措置について、それぞれ適用期限が2年延長された。

(ア) 農林漁業団体が発電所等の用に供する家屋及び償却資産を取得した場合の課税標準の特例措置

(イ) 倉庫業者等が輸入拡大に対応する物流施設又は流通システム効率化を促進する物流施設を取得した場合の課税標準の特例措置

(ウ) 政府の補助を受けて取得した地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置

(エ) 農住組合が農業近代化資金の貸付又は政府の補助を受けて農業者の共同利用に供する機械・装置を取得した場合の課税標準の特例措置

(オ) 廃棄物再生処理用設備を取得した場合の課税標準の特例措置

準の特例措置

(カ) 遺伝子組換え技術等の研究用設備を取得した場合の課税標準の特例措置

(キ) 鉱工業技術研究組合法に基づき研究組合が取得する試験研究用機械・装置の課税標準の特例措置

(ク) 事業協同組合等が食品流通構造改善促進法に基づく認定計画により取得する共同利用施設の課税標準の特例措置

ウ 特例措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、その適用期限が2年延長された。

公害防止用設備を取得した場合の特例措置（遮音塀の除外、対象設備の性能基準の引き上げ）（法附則第15条関係）

(5) 特別土地保有税

ア 特例措置の適用期限の延長

(ア) 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区において工場用建物等の敷地用地に対する非課税措置

(イ) 総合保養地域整備法により整備される休養施設等の特定民間施設用地に対する非課税措置に係る土地の取得・施設の新築期間

(ウ) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に基づき整備される特定施設用地に対する非課税措置

(エ) 上記（ウ）の特定施設のうち、多極分散型国土形成促進法により整備される特定施設の用地に対する非課税措置

(6) 事業所税

ア 特例措置の拡充

公益法人等に該当する特定の農業協同組合連合会（厚生連）の事業要件について老人の福祉に関する事業が追加された。

イ 特例措置の適用期限の延長

次に掲げる特例措置について、その適用期限が2年（(2)は1年）延長された。

(ア) 総合保養地域整備法により整備される休養施設等の特定民間施設に係る特例措置

(イ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく承認計画により特定農産加工業者が取得した事業用施設に係る特例措置

(ウ) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に基づき整備される特定施設に係る特例措置

(エ) 上記（ウ）の特定施設のうち、多極分散型国土形成促進法により整備される流通業務施設、展示・見

本施設等の特定施設に係る特例措置

(7) 軽油引取税

ア 特例措置等について

(ア) 税率の特例措置（32,100円/kl）の適用期限が5年延長された。

(イ) 免税制度の適正な運営を図るため、免税軽油の引取り等に係る報告義務制度が創設された。（この改正は、平成10年10月1日から施行される。）

4 そ の 他

以下の法律の制定・延長・改正に伴い税制上の特例措置が創設・延長された。

(1) 平成9年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成10年法律第7号）

平成9年度の新生産調整推進助成補助金等（全国農業協同組合連合会に造成される水田飼料作物生産振興基金から交付されたもの及び新生産調整推進対策地域調整推進事業費補助金を含む。）に係る特例措置（個人…事業所得を一時所得扱い、法人…当該補助金で固定資産を取得した場合等は圧縮記帳）を講ずる。

(2) 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（平成10年法律第32号）

同法の改正に伴い漁業協同組合の合併に係る次の特例措置について、その期限が平成15年3月31日まで継続（⑧は創設）された。

- ① みなし配当に対する源泉徴収義務の不適用
- ② 清算所得に係る課税の特例
- ③ 繰越欠損金の損金算入の特例
- ④ 留保所得の特別控除の特例
- ⑤ 土地の評価益に対する土地重課制度の不適用
- ⑥ 不動産の移転登記の特例
- ⑦ 地価税の課税価格に係る基礎控除の算定に係る

特例措置

⑧ 漁協合併推進法人へ負担金を支出した場合の損金算入措置

⑨ 清算所得の課税の特例措置

(3) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）

同法の規定に基づく次の特例措置が講じられた。

① 試験研究について、鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度、同組合等が取得した試験研究用固定資産の圧縮記帳の特例措置及び同組合等に対する負担金を増加試験研究費等の税額控除の対象に追加する。

② 認定高度化計画により取得等した建物、機械の特別償却制度

③ 農林漁業金融公庫資金等の貸付けを受けて農業協同組合等が取得する共同利用施設についての課税標準の特例措置

(4) 種苗法（平成10年法律第83号）

同法の規定に基づき次の措置が講じられた（この改正は種苗法と同日付施行される）。

① 育成者権の創設に伴う取扱いの明確化

② 育成者権の創設に伴う新たな事項、課税標準及び税率を追加

その他

第1 平成10年度分所得税等の特別減税置関係

一 国税関係

平成10年度分の所得税について、特別減税を行うため、次により平成10年度分所得税の特別減税のための臨時措置法が制定された。

1 特別減税の額の控除

居住者又は非居住者の平成10年分の所得税については、この法律の定めるところにより、その者の特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

2 特別減税の額

特別減税の額は、次の合計額（当該金額が居住者又は非居住者の特別減税前の所得税額を超える場合には、当該特別減税前の所得税額に相当する金額）とする。

(1) 居住者又は非居住者本人

18,000円

(2) 居住者の控除対象配偶者又は扶養親族1人につき

9,000円

3 特別減税の実施方法

(1) 居住者の平成10年分の所得税に係る予定納税に係る特別減税

① 居住者の平成10年分の所得税に係る第1期納付分の予定納税額は、当該第1期納付分の予定納税額に相当する金額から予定納税特別減税額の控除（当該第1期納付分の予定納税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額とすること等とする。

② 予定納税特別減税額のうち上記①の控除をしてなお控除しきれない部分の金額があるときは、当該居住者の平成10年分の所得税に係る第2期納付分の予定納税額は、当該第2期納付分の予定納税額に相当する金額から当該控除しきれない部分の金額の控除（当該第2期納付分の予定納税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額とすることとする。

③ 上記①及び②の予定納税特別減税額は、次の合計額とすることとする。

イ 18,000円

ロ 平成10年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族 1 人につき9,000円

(2) 居住者の確定申告に係る特別減税

居住者が提出する平成10年分の所得税に係る確定申告書については、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除した所得税の額を記載すること等とする。

(3) 非居住者の確定申告等に係る特別減税

非居住者については、上記(1)及び(2)の居住者と同様に取り扱うこととする。

(4) 居住者の平成10年 2 月以後に支払われる同年中の給与等に係る特別減税

① 平成10年 2 月 1 日において給与等の支払者から主たる給与等の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（年末調整の対象となるものを除く。）に係る源泉徴収税額は、当該源泉徴収税額に相当する金額から給与特別減税額の控除（当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額とすることとする。

② 給与特別減税額のうち上記①の控除をしてもなお控除しきれない部分の金額があるときは、当該居住者が上記①の最初の主たる給与等の支払を受けた日後に当該支払者から支払を受ける平成10年中の主たる給与等（年末調整の対象となるものを除く。）に係る源泉徴収税額に相当する金額から当該控除しきれない部分の金額を順次控除（それぞれの当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）した金額に相当する金額をもって、それぞれの当該主たる給与等に係る源泉徴収税額とすることとする。

③ 上記①及び②の給与特別減税額は、次の合計額とすることとする。

イ 18,000円

ロ 上記①の最初の主たる給与等に係る源泉徴収税額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族 1 人につき9,000円

(5) 居住者の年末調整に係る特別減税

① 居住者の平成10年中に支払の確定した給与等に係る年末調整による年税額は、当該年税額に相当する金額から年末調整特別減税額を控除した金額に相当する金額とすることとする。

② 上記①の年末調整特別減税額は次の合計額とす

ることとし、当該金額が年末調整による年税額（年末調整により住宅取得促進税制の適用を受けるときは、当該適用後の年税額）を超える場合には、当該年税額に相当する金額とすることとする。

イ 18,000円

ロ 年末調整による年税額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族 1 人につき9,000円

(6) 居住者の平成10年 2 月以後に支払われる同年中の公的年金等に係る特別減税

上記(4)の給与等の特別減税に準じた方法によるものとする。

4 その他

その他所要の規定を設けることとする。

5 施行期日

この法律は、平成10年 2 月 1 日から施行することとする。

二 地方税関係

平成10年度分の個人住民税について、特別減税を行うため、次により平成10年度分個人住民税の特別減税のため地方税法の一部が改正された。

1 特別減税は、その者の個人住民税所得割額から特別減税の額を控除する。

2 特別減税の額は、次の金額の合計額とする。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。

(1) 本人 8,000円

(2) 控除対象配偶者又は扶養親族

1 人につき 4,000円

3 特別減税の実施方法は、次による。

(2) 給与所得者に係る特別減税

平成10年 6 月において均等割額及び所得割額ともに徴収せず、特別減税の額を控除した後の年税額を同年 7 月から翌年 5 月までの11か月間で徴収する。

(2) 公的年金受給者、事業所得者等に係る特別減税

平成10年 6 月分（第 1 期）の納付において、特別減税の額を控除する。第 1 期で控除しきれなかった特別減税の額は、第 2 期以降から控除する。

第 2 法人税制改革関係

1 法人税率等の引下げ

(1) 法人税の税率が次のとおり引き下げられ、平成10年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用される。

	改正前	改正後
普通法人の税率	37.5%	→ 34.5%
中小法人の軽減税率	28 %	→ 25 %
公益法人、協同組合等 (清算所得)	27 %	→ 25 %

普通法人の税率 33 % → 30.7%

公益法人、協同組合等 24.8% → 23.1%

(2) 法人事業税の標準税率が次のとおり引き下げられ、平成10年4月1日以後に開始する事業年度について適用される。

① 特別法人の標準税率

改正前		改正後	
年350万円以下の所得	5.6%	年400万円以下の所得	6%
年350万円超の所得及び清算所得	8%	年400万円超の所得及び清算所得	7.5%

② その他の法人の標準税率

改正前		改正後	
年350万円以下の所得	6%	年400万円以下の所得	5.6%
年350万円超700万円以下の所得	9%	年400万円超800万円以下の所得	8.4%
年700万円超の所得及び清算所得	12%	年800万円超の所得及び清算所得	11%

2 引当金制度の改正

(1) 貸倒引当金

① 貸倒引当金制度について、法定繰入率が廃止された。

ただし、平成10年度から平成14年度までの間は、実績繰入率と次の繰入率との選択が認められた。

改正前 10年度 11年度 12年度 13年度 14年度
(千分比)

卸・小売業	10	8.0	6.5	5.0	3.0	1.5
製造業	8	6.5	5.0	4.0	2.5	1.0
金融保険業	3	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5
割賦小売業	13	10.5	8.5	6.5	4.0	2.0
その他	6	5.0	4.0	3.0	2.0	1.0

② 中小企業の貸倒引当金の特例制度の対象法人については、租税特別措置として、法定繰入率が存置された。

③ 債権償却特別勘定を貸倒引当金制度に含めることとし、貸倒引当金の繰入限度額は、期末貸金を個別に評価するその他の貸金（その一部につき回収が不能となった債権に限る。）と一括して評価するその他の貸金とに区分し、個別に評価する貸金については現行の債権償却特別勘定の繰入基準に相当する基準で回収不能見込み額を計算し、一括して評価する貸金については過去3年間の貸倒実績率を乗じて貸倒見込額を計算し、両者を合計した金額による。

(2) 賞与引当金

賞与引当金制度が廃止された。

ただし、平成10年度から平成14年度までの間は、改正前の繰入限度額に対し、

平成10年度	5 / 6
平成11年度	4 / 6
平成12年度	3 / 6
平成13年度	2 / 6
平成14年度	1 / 6

の引き当てを認める経過措置が認められた。

(3) 退職給与引当金

退職給与引当金制度について累積限度額を期末要支給額の20%（改正前40%）に引き下げられた。

ただし、平成10年度から平成14年度までの間は、当該割合に対し、

平成10年度	37%
平成11年度	33%
平成12年度	30%
平成13年度	27%
平成14年度	23%

とする経過措置が認められた。

(4) 製品保証引当金

製品保証引当金制度が廃止された。

ただし、平成10年度から平成14年度までの間は、改正前の繰入限度額に対し、

平成10年度	5 / 6
平成11年度	4 / 6
平成12年度	3 / 6
平成13年度	2 / 6
平成14年度	1 / 6

の引き当てを認める経過措置が認められた。

(5) 特別修繕引当金

特別修繕引当金制度が廃止された。

別途、租税特別措置法において、繰入限度額を改正前の4分の3に相当する金額等とする等の見直しを行った上、特別修繕準備金制度が創設された。

3 減価償却関係の改正

(1) 建物関係

① 建物に係る償却方法については、定額法とされた。

② 建物について、耐用年数が概ね10%から20%程度短縮され、最長のものでも50年とされた。

(2) 少額減価償却資産関係

少額減価償却資産の取得価額基準が20万円未満から10万円未満に引き下げられた。

ただし、取得価額が20万円未満の資産については、事業年度ごとに一括して3年間で償却できる方法を選択できることとなった。

(3) 期中取得資産関係

事業年度の途中で事業の用に供した減価償却資産の初年度2分の1簡便償却制度が廃止された。

(4) 営業権関係

営業権の償却方法が任意償却から5年間均等償却に改められた。

4 有価証券関係の改正

上場有価証券の評価について、切放し低価法が廃止された。

5 収益・費用関係の改正

(1) 工事期間が2年以上で、かつ、請負金額50億円以上の長期大規模工事（製造を含む。）については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算し、長期大規模工事以外の請負工事（損失が見込まれる工事を除く。）については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することとされた。

ただし、平成10年4月1日から平成13年3月31日までの間に締結した請負契約に係る工事については請負金額が150億円以上、平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間に締結した請負契約に係る工事については請負金額が100億円以上の工事に限ることとされた。

(2) 割賦販売等に係る商品の販売収益等については、割賦基準により収益の額及び費用の額を計算する選択適用が廃止され、金利相当部分を除き、商品の販売等を行った事業年度の益金の額に算入する。

ただし、賦払期間が2年以上であること等所定の要件を満たす商品の割賦販売等については、現行の延払基準により収益の額及び費用の額を計算することができる。

なお、平成10年度から平成14年度までの間は、販売収益等の一定割合の繰延べを認める経過措置が講じられた。

(3) 中小企業の交際費について、定額控除枠内の交際費の損金不算入割合を100分の20（改正前100分の10）に引き上げられた。

(4) 役員の親族である使用人に対する過大な給与については、損金の額に算入しない。また、不正の行為によって支出した役員報酬は、損金の額に算入しないこととされた。

(5) 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金については、利益処分経理をした場合でも損金の額に算入できることとなった。

(6) 特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入制度について、次の改正が行われた。

① 土地等を含む資産の現物出資をした場合の課税の繰延割合を80%とする縮減措置が廃止された。

② 適用要件として内国法人の株式その他国内にある資産（外国法人の株式で持株割合が100分の25以上のものを除く。）を現物出資して海外子会社を設立するものでないこと等の要件が追加された。

(7) 受取配当金等の益金不算入の対象から、信託約款において信託財産の75%超えを外国証券等で運用することができることとされている証券投資信託の収益の分配金を除外する。

第3 土地税制関係

1 保有課税

(1) 地価税

長期地価下落、厳しい経済情勢、金融システム不安等に対応した臨時的措置として、当分の間、地価税の適用が停止された。

(2) 特別土地保有税

① 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外された。

② 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる課税の強化措置を廃止し、本則による免税点を適用する。また、これに伴い、三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）の経過措置が廃止された。

③ 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置が講じられた。

2 譲渡益課税等

(1) 個人の土地等の譲渡益課税

① 平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有の土地等を譲渡した場合の譲渡所得については、次により課税する特例措置が講じられた。

改 正 前		改 正 後	
イ 特別控除後の譲	26%	イ 特別控除後の譲	26%
渡益4,000万円 所得税	20%	渡益6,000万円 所得税	20%
以下の部分 住民税	6%	以下の部分 住民税	6%
ロ 特別控除後の譲	32.5%	ロ 特別控除後の譲	32.5%
渡益4,000万円 所得税	25%	渡益6,000万円 所得税	25%
超8,000万円以 住民税	7.5%	超の部分 住民税	7.5%
下の部分			

(参考)

ハ特別控除後の譲渡益8,000万円 所得税 30% イの住民税の内訳
 超の部分 住民税 9% ロの住民税の内訳
 県2%、市5.5%

② 平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間の短期所有土地の譲渡等については、土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例は、適用しない。

③ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例は、平成9年12月31日（住民税については、同日までの譲渡）をもって、廃止された。

(2) 法人の土地等の譲渡益課税

① 平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間の土地等の譲渡については、一般（長期所有）の土地譲渡益に対する5%追加課税制度及び短期所有の土地譲渡益に対する10%追加課税制度は、適用しない。

② 超短期所有の土地譲渡益に対する15%追加課税制度は、平成9年12月31日をもって、廃止された。

(3) 事業用資産の買換え等の場合の課税の特例

① 平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間の長期所有土地等（所有期間10年超）の譲渡に係る買換えについては、地域限定（内→外等）を適用せず、一律に80%の課税の繰延べを認める。

② 譲渡資産の範囲から貸付けの用に供されているものを除外する旨の規定を廃止する（貸付用資産の買換えも特例の対象に含める。）。

（注）改正前の制度で90%の課税繰延べを認めている措置は存置するほか、具体的には、次のような措置が講じられた。

イ 長期所有土地等から建物、機械装置等への買換えについて

a 買換資産に係る地域限定（既成市街地等内への買換えは対象外）を廃止するとともに、買換資産の範囲に土地を加える。

b 譲渡資産に係る要件を所有期間10年超のもの（現行：昭和56年12月31日以前に取得したもの）に緩和する。

c 課税繰延割合を60%から80%に引き上げる。
 （中小リストラ法及び事業革新円滑化法の承認等を受けた事業者の長期所有土地等から建物、機械装置等への買換え特例及び一定の法律に基づく構造改善事業を営む法人の長期所有土地等から建物、機械装置等への買換え特例についても、上記b）と同様の措置が講じられた。）

ロ 既成市街地等の内から外への買換え特例について、譲渡資産の範囲から貸付けの用に供されているものを除外する旨の規定を廃止するとともに、近郊整備

地帯等への買換えに係る課税繰延割合を60%から80%に引き上げる。

(4) 特定の民間宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用期限を平成12年12月31日まで延長する。

(5) 法人の新規取得土地等に係る負債利子の損金算入制限措置が廃止された。

(6) 不動産特定共同事業の事業参加者による不動産の任意組合への出資を原因とする登記に対する登録免許税について、2年間の措置として、税率を1,000分の30（本則1,000分の50）に軽減する措置が創設された。

第4 電子帳簿保存制度関係

情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例を定めるための法律が制定された。

1 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等（第4条関係）

国税関係帳簿書類の保存義務者（以下「保存義務者」という。）は、国税関係帳簿書類の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、その電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えること、又はその電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた書類の保存に代えることができる。

（注）「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

2 国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等（第5条関係）

保存義務者は、国税関係帳簿書類の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、その電磁的記録の備付け及び電子計算機出力マイクロフィルムの保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えること、又はその電子計算機出力マイクロフィルムの保存をもって当該承認を受けた書類の保存に代えることができる。

（注）「電子計算機出力マイクロフィルム」とは、電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成

するマイクロフィルムをいう。

3 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存（第10条関係）

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。）を行った場合には、その取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

（注）「取引情報」とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。

4 その他

（1）国税関係帳簿書類の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認について、その申請手続等が定められた（第6条～第9条）。

（2）その他所要の規定が設けられた。

5 施行期日等

（1）この法律は、平成10年7月1日から施行される（附則第1項関係）。

（2）その他所要の経過措置が設けられた。

第5 総合経済対策関係

最近における社会経済情勢にかんがみ、平成10年分の所得税等について特別減税が追加実施されるとともに、中小企業者等が取得等をする機械等について特別償却又は税額控除を認める措置、住宅取得促進税制の拡充等が行われ、次により平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法、租税特別措置法の一部及び地方税法の一部が改正された。

一 平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法（以下「特別減税法」という。）の一部改正（第1条関係）

1 特別減税の額が次のように引き上げられた（特別減税法第4条関係）。

	（改正前）	（引上げ額）	（改正後）
（1）居住者又は非居住者本人			
	18,000円	20,000円	38,000円
（2）居住者の控除対象配偶者又は扶養親族1人につき			
	9,000円	10,000円	19,000円

2 特別減税の追加実施の方法

（1）平成10年分の所得税に係る予定納税に係る特別減税（特別減税法第4条の2、第5条関係）

① 平成10年分の所得税に係る第1期納付分の予定納税額の納期を同年8月1日から同月31日までの期間（改正前同年7月1日から同月31日までの期間）とし、税務署長による予定納税額等の通知期限を同年7月15日（改正前同年6月15日）とする等の特例措

置を講じられた。

② 平成10年分の所得税に係る第1期納付分の予定納税額から控除する予定納税特別減税額を上記1のように引き上げられた。

（2）居住者の給与等に係る特別減税（特別減税法第9条の2関係）

① 平成10年8月1日において給与等の支払者から主たる給与等の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（年末調整の対象となるものを除く。）に係る源泉徴収税額は、当該源泉徴収税額に相当する金額から追加給与特別減税額の控除（当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額とする。

② 追加給与特別減税額のうち上記①の控除をしてなお控除しきれない部分の金額があるときは、当該居住者が上記①の最初の主たる給与等の支払を受けた日後に当該支払者から支払を受ける平成10年中の主たる給与等（年末調整の対象となるものを除く。）に係る源泉徴収税額に相当する金額から当該控除しきれない部分の金額を順次控除（それぞれの当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）した金額に相当する金額をもって、それぞれの当該主たる給与等に係る源泉徴収税額とする。

③ 上記①及び②の追加給与特別減税額は、次の合計額（当初給与特別減税額に係る控除未済額があるときは、当該合計額に当該控除未済額を加算した金額）とする。

イ 20,000円

ロ 上記①の最初の主たる給与等に係る源泉徴収税額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族1人につき 10,000円

（3）居住者の年末調整に係る特別減税（特別減税法第10条関係）

居住者の平成10年中に支払の確定した給与等に係る年末調整の際に年税額から控除する年末調整特別減税額を、上記1のように引き上げる。

（4）居住者の公的年金等に係る特別減税（特別減税法第11条の2関係）

上記（2）の給与等の特別減税に準じた方法によるものとする。

3 その他所要の規定が設けられた。

二 租税特別措置法の一部改正（第2条関係）

1 増加試験研究費等の税額控除制度について、中小企業者等の試験研究費の額に係る特例の税額控除割合が100分の10（改正前100分の6）に引き上げられ

た（租税特別措置法第10条，第42条の4 関係）。

（注）この改正は，個人にあつては平成10年分以後の所得税について，法人にあつては平成10年4月1日以後に開始する事業年度について適用する（附則第4条，第6条関係）。

2 中小企業者等が取得等をする一定の機械装置，器具備品，車両及び内航船舶について，一定の要件の下に，取得価額（内航船舶については取得価額の一定額。以下同じ。）の100分の30の特別償却又は取得価額の100分の7の特別税額控除（当期の税額の100分の20を限度とし，控除限度超過額については1年間の繰越し）の選択適用を認める。なお，リース資産については，これを使用する中小企業者等に対して，リース料を基準として，上記の措置に準じて特別税額控除を認める（租税特別措置法第10条の7，第42条の12 関係）。

（注）上記の改正は，平成10年6月1日から平成11年5月31日までの間に取得等をして事業の用に供される上記の機械装置等について適用する（租税特別措置法第10条の7，第42条の12 関係）。

3 住宅取得促進税制について，住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率及びその適用期間が次のように拡充された（租税特別措置法第41条関係）。

	(改正前)	(改正後)
(1) 平成10年中に居住の用に供した場合	当初2年間 2% 残り4年間 1%	当初3年間 同左 残り3年間 同左
(2) 平成11年中に居住の用に供した場合	当初2年間 1.5% 残り4年間 1%	当初2年間 2% 残り4年間 同左
(3) 平成12年中に居住の用に供した場合	全控除期間 1% (6年間)	当初2年間 1.5% 残り4年間 同左
(4) 平成13年中に居住の用に供した場合	当初2年間 2% (6年間)	(改正前と同じ。)

4 特定電気通信設備の特別償却制度について，適用対象に，一定のテレビジョン放送事業者が取得する放送番組の効率的な制作に資する一定の設備を追加し，取得価額の100分の20の特別償却を認めることとする（租税特別措置法第44条の6 関係）。

（注）上記の改正は，平成10年6月1日から平成11年5月31日までの間に取得して事業の用に供される上記の設備について適用することとする（租税特別措置法第44条の6 関係）。

5 その他所要の規定の整備が行われた。

三 地方税法の一部改正

1 個人住民税所得割額から控除する特別減税の額が次のとおり引き上げられた。

	(改正前)	(改正後)
(1) 本人	8,000円	→ 17,000円
(2) 控除対象配偶者又は扶養親族1人につき	4,000円	→ 8,500円

2 特別減税の実施方法は，次による。

(1) 給与所得者に係る特別減税

平成10年6月において均等割額及び所得割額ともに徴収せず，特別減税の額を控除した後の年税額を同年7月から翌年5月までの11か月間で徴収する。

(2) 公的年金受給者，事業所得者等に係る特別減税

平成10年7月分（第1期）（改正前6月）の納付において，特別減税の額を控除する。第1期で控除しきれなかった特別減税の額は，第2期以降から控除する。

第3節 農業委員会等

1 農業委員会等に対する国庫補助

10年度は，①農業委員会の経費として農業委員会交付金139億2,093万円及び農業委員会費補助金10億4,229万2千円，②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議会議員手当等負担金6億9,492万5千円及び都道府県農業会議費補助金5億3,941万8千円，③全国農業会議所費補助金として1億2,810万5千円の総計163億2,567万円が計上された。

この内訳は，農業委員会については，農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか，農地法の規定に基づき実施する農地調整事務処理事業費及び農家に対する低コスト指標等を活用した経営分析の普及指導，自立経営農家に対する複式簿記帳，経営改善指導の組織的推進等に要する経費並びに農業委員会の持つ農地・農家等の情報を効率的に管理・活用できる体制を整備するための農地基本台帳の電算化及び農地地図情報システムの普及推進を図るための経費である。

都道府県農業会議については，農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費（会議員手当及び職員設置費）のほか，農業及び農業者に関する調査・研究，自立経営農家の育成，農業委員会委員等の研修，農業委員会の行う事務等への協力等に要する経費であり，1 農業会議当たり平均国庫補助は，2,626万円である。

また，全国農業会議所については，農林水産大臣の諮問に対する答申，農業及び農業者に関する調査・研究及び啓もう・宣伝，国際活動の推進並びに都道府県

農業会議及び農業委員会が行う自立経営農家育成のための事業の指導等に要する経費である。

なお、農業委員会数は、11年3月1日現在3,235委員会である。

第4節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

(1) 農業協同組合の現状

農協系統組織については、金融の自由化や他業態との競争の激化、農業をめぐる大きな情勢の変化の中で、農家組合員の負託に応え、その役割を的確に果たしていくためにも、事業機能の一層の強化と経営の効率化・健全化を図ることが緊急の課題となっている。

特に、住専問題を契機に、我が国金融システム全体の再編の必要性とともに、信用事業を中心とした農協系統の在り方が厳しく問われたところである。

このような中で、農協系統組織においては、平成8年7月に、「JA改革の取り組み指針」を決定し、2000年に向けて、農協の広域合併構想の実現、組織二段に向けた県連と全国連の統合の推進、人員の削減、経営の効率化・合理化策、経営の健全化策等を推進していくこととしているところである。

また、政府においても、平成8年1月より農政審議会農協部会場で、農協系統信用事業を中心に今後の事業・組織のあり方について検討を行い、同年8月に「信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革の方向」がとりまとめられた。これらを踏まえて、農協系統の改革の取組を制度面において支援すべく、これまで法制度上できないこととされていた農林中金と信連との合併及び信連から農林中金への事業譲渡の途を拓く「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律」及び経営管理委員会制度の導入等を含む業務執行体制の強化、最低出資金の導入等の自己資本・内部留保の充実、監査体制の強化等を内容とする「農業協同組合法等の一部を改正する法律」（いわゆる農協改革二法）を同年12月に国会に提出、いずれも成立、施行されている（一部を除く）。

現状を概観すると、11年3月31日現在における農業協同組合の数は単位農業協同組合が5,141（うち総合農協1,812）、連合会が438（うち全国段階のもの21）で9年度中に単位農業協同組合が228（うち総合農協194）、連合会が29それぞれ減少している。

10年度における総合農協の合併実績（9年度中に合併登記を完了）は71件であり、参加農協数は290農

協であった。

9事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、538万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し3万9千人減少し、准組合員の数は366万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し5万人増加している。

(2) 農業協同組合の財務

9事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・資本の計）77兆7,737億円で、前年度比0.4%増加した。これら調達資金の90.8%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の91.9%である71兆4,357億円が信用事業資産（貯金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比0.3%増加している。固定資産は前年度比4.5%増加し2兆7,600億円、外部出資は前年度比15.9%増加し1兆2,606億円である。

資本については、4兆603億円で、前年度比4.6%増加した。この結果、財務処理基準令に示す固定比率Ⅰ及びⅡはそれぞれ153.0%、159.4%となっている。

(3) 農協の各事業の概況

ア 信用事業

農協における10年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は68兆9,963億円（1組合当たり400億2,108万円）、貸出金残高は22兆260億円（同127億7,613万円）、有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は4兆5,602億円（同26億4,513万円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ0.8%、2.8%、4.7%となっている。

また、信農連における10年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は47兆1,088億円（1信農連当たり10,023億円）、貸出金残高（コールローンは除く）は6兆5,552億円（同1,395億円）、系統預け金は27兆7,844億円（同5,912億円）、有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は13兆545億円（同2,778億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ0.4%、▲3.2%、1.8%、▲0.9%、となっている。

イ 経済事業

9事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、5兆7,077億円となっており、そのうち主要なものは米1兆6,444億円（28.8%）、畜産1兆3,308億円（23.3%）、野菜1兆3,521億円（23.7%）、果実6,144億円（10.8%）である。

また、購買事業の取扱高は4兆6,575億円となっており、そのうち主要なものは飼料4,786億円（10.3%）、肥料3,572億円（7.7%）、農薬2,838億円（6.1%）、農業機械3,424億円（7.4%）、石油類6,113億円（13.1%）、食料品9,259億円（19.9%）、日用雑貨1,696億円

(3.6%), 家庭燃料2,219億円(4.8%)である。

ウ 共済事業

10年度の共済事業における長期共済保有契約高(保障ベース)は、391兆4,169億円(前年度同期388兆5,846億円)、短期共済契約高(掛金ベース)は、4,371億円(同4,413億円)となっており、それぞれ0.7%、▲0.9%の伸びとなっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金1兆218億円、満期共済金1兆8,166億円、合計2兆8,385億円となった。

エ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県(郡)厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、10年度末現在では33都道府県で37連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は114病院、53診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

オ 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

9事業年度末における1組合平均の営農指導員数は8.0人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜、畜産等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の約1割となっている。

(4) 農業協同組合等の検査

ア 農協等の事業・経営の健全性の確保

農林水産省及び都道府県は、農協等(農協及び同連合会、以下同じ。)の適切な事業運営を確保するとともに、不正・不当事件の未然防止を図るために、従来から農協に対する行政庁検査を実施している。本年度も最近における金融情勢の変化、農協の事業内容の多角化、複雑化等に対処し、検査対象農協の計画的な選定、一定の検査周期の確保、検査重点項目の設定、検査の事前準備の励行等検査の効率化等に努めたほか、事後確認検査等を通じて検査指摘事項の早期是正等に努めた。さらに、都道府県検査担当職員等に対する教育研修を実施し、検査技術等の向上を図った。

検査官等の人員(8年度)

本省 15人

地方農政局 34人(沖縄総合事務局1人を含む。)

都道府県 …人

イ 農協等検査実績

7年度における農協等に対する検査実績は、次のとおりである。

ア 農林水産省関係

	検査実施組合	延人数
全国区域の連合会等 (本省所管)	12	392

都道府県区域の連合会等 (地方農政局所管)	92	2,478
--------------------------	----	-------

イ 都道府県関係

常例検査	1,128	32,515
------	-------	--------

(総合農協)	1,105	32,237
--------	-------	--------

(総合農協以外)	23	278
----------	----	-----

特別検査	157	3,662
------	-----	-------

(総合農協)	157	3,662
--------	-----	-------

(総合農協以外)	-	-
----------	---	---

その他の検査	3	67
--------	---	----

(総合農協)	1	45
--------	---	----

(総合農協以外)	2	22
----------	---	----

合 計	1,288	36,244
-----	-------	--------

全国区域の連合会等	12	392
-----------	----	-----

(本省所管)

都道府県区域の連合会等	92	2,478
-------------	----	-------

(地方農政局所管)

イ 都道府県関係

常例検査	1,128	32,515
------	-------	--------

(総合農協)	1,105	32,237
--------	-------	--------

2 農業協同組合中央会

(1) 農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する紛争の調停、④組合に関する調査・研究等を総合的に実施している。

8年度の財務規模(一般会計予算)は、全国農協中央会にあっては37億2,263万円、都道府県中央会にあっては564億4,554万円となっている。

(2) 農業協同組合中央会に対する補助

農協中央会が実施する農業協同組合監査士による監査、監査の事後指導及び農協系統組織再編促進事業等に要する経費として、全国農協中央会に対して9年度5億8,782万円(農業協同組合相互扶助事業整備推進費4億8,243万円を含む。)を交付した。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農